

兵庫県教育委員会  
兵庫県立 学校長 様

令和 年 月 日

高校生等奨学給付金受給申請書(専攻科)

※はじめに、次の4点を確認のうえ、「✓」を付けてください。(チェックがない場合は給付金が支給されません。)

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
□ この申請書に虚偽の記載があった場合は、兵庫県の求めに従い給付された全額を即時返還します。
□ 兵庫県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
□ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生を除く))の支弁対象ではありません。

【1】申請者

Form with fields for Name (ふりがな), Address (住所), and Phone Number (電話番号) with sub-fields for Home (自宅) and Mobile (携帯).

【2】高校生等

Form with fields for Name (ふりがな), Birth Date (生年月日), School Name (名称), School Type (設置区分), and Enrollment Status (課程区分).

【3】申請区分 (次の中から該当する申請区分に○をつけてください。)

Table with columns: 世帯状況, 申請区分, 給付額(年額), 添付書類等. Includes a note about the 48,500 yen amount.

※7月以降に家計が急変し、申請のあった者についての給付額は、申請のあった月の翌月以降(申請のあった日が月の初日である場合は申請のあった月)の月数に応じて算定した額

【4】受領方法 (希望する受領方法に「✓」を入れてください。)

- 給付金の受領を学校長に委任します。 → 委任状(様式7)を添付してください。
□ 申請者又は対象となる生徒本人名義の下記の口座への振込みを希望します。

Form for bank account information including 振込希望口座, 金融機関名, 支店, 預金種別, and 口座番号.

※7桁の口座番号を記入してください

Table with columns: 学年, クラス, 出席番号

引き続き裏面も記入してください。

【5】保護者等の課税証明書等 (該当する□に✓を入れ、必要な課税証明書等を提出してください。)

世帯状況		課税証明書等
共通	保護者等の家計急変の発生事由や家計急変後の収入を証明する書類	<input type="checkbox"/> ・家計急変についての申立書(様式12)、 離職票、解雇通知書、廃業等届出会社作成の給与支払見込証明書等
	保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類	<input type="checkbox"/> ・世帯全員分の健康保険証(写)等 ※注1
親権者がいる	親権者が2名である。(両親)	<input type="checkbox"/> ・親権者2名の課税証明書等
	親権者が1名である。(離婚、死別等) ※親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合を除く	<input type="checkbox"/>
	親権者が2名であるが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情がある。 ※上記の事情があり、親権者1名の課税証明書等が提出できない場合	<input type="checkbox"/> ・親権者1名の課税証明書等
親権者がいない	未成年後見人が選任されている。 ※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。	<input type="checkbox"/> ・未成年後見人の課税証明書等(全員分)
	未成年後見人が選任されておらず、生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)が存在する。	<input type="checkbox"/> ・主たる生計維持者の課税証明書等
	未成年後見人、主たる生計維持者が存在せず、生徒本人が成人に達している。	<input type="checkbox"/> ・生徒本人の課税証明書等
その他	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の存在しない場合であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない	<input type="checkbox"/> ・生徒本人の健康保険証(写)

→【6】・【7】・【8】へ

【6】その他の添付書類 (該当する場合は、□に✓を入れ、必要な添付書類を提出してください。)

世帯状況	その他の添付書類
兵庫県外の高等学校等に在学している。	<input type="checkbox"/> ・在学証明書 ・個人対象要件証明書 ・世帯全員の住民票記載事項証明書

【7】生業扶助未受給の誓約 (下記の内容を確認し、□に✓を入れてください。)

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。
--------------------------	--

【8】扶養親族等の状況

世帯全員について、記入してください。

	続柄 ※注2	名前	生年月日(年齢) ※注3	職業・学校名・学年等	申請の有・無	申請額	学校使用欄
扶養親族の状況	本人		( 歳 )		有	円	
			( 歳 )		有・無	円	
			( 歳 )		有・無	円	
			( 歳 )		有・無	円	
			( 歳 )		有・無	円	
			( 歳 )		有・無	円	

(注意事項)

※注1 健康保険証(写)で扶養関係が確認できない場合は、健康保険証(写)と併せて扶養申立書(様式4)を提出してください。

※注2 続柄欄は、対象となる高校生等を基準として記入してください。

※注3 年齢欄は、申請日現在で記入してください。

提出日を記入してください。

高校生等奨学給付金受給申請書

※はじめに、次の4点を確認のうえ、「✓」を付けてください。(チェックがない場合は給付金が支給されません。)

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、兵庫県の求めに従い給付された全額を即時返還します。
- 兵庫県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は九重福祉センター児童入所施設措置児童(児童施設費)特別養育費(母子生活支援施設の高校生を除く)の支弁対象ではありません。

4項目を確認しチェックを付けてください。  
(チェックがない場合は支給できません)

【1】申請者

名 前	(ふりがな) ひょうご たろう	高校生等との関係	親権者・未成年後見人 未成年後見人である里親・主たる生計維持者 生徒本人・その他( )	
	兵庫 太郎			
住 所	〒 650-8567 兵庫県 神戸市中央区下山手通5-10-1			
電話番号	自 宅	000-000-0000	携 帯	000-0000-0000

【2】高校生等

名 前	(ふりがな) ひょうご じろう	生年月日	昭和 平成 西暦			14年 6月 1日			
	兵庫 二郎								
現在在学する 高等学校等	名 称	兵庫県立〇〇〇高等 学校	設置区分	国公立	課程区分	全日制・定時制・通信制			
	入学年月日	平成 令和 30年 4月 1日	在学中に専攻科生として 給付金を受給した回数	なし	1回	2回	3回	4回	不明
過去に在学した 高等学校等	名 称	立 学校	設置区分	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私 立	現在校で受給した回数です。				
	在学期間	年 月 日	在学中に専攻科生として 給付金を受給した回数	なし	1回	2回	3回	4回	不明

現在在籍している学校以外に過去に在籍していた高等学校等(専攻科)がある場合は、学校の名称・設置区分・課程区分・在学期間・給付金の受給回数を記入。

【3】申請区分 (次の中から該当する申請区分に○をつけてください。)

世帯状況	申請区分	給付額 (年額)	添付書類等
(家計急変が7月1日以前) ・7月1日現在、生活保護法の規定による生業扶助を受給している世帯	<input checked="" type="radio"/>		裏面 【5】、【6】、【7】 参照
(家計急変が7月2日以降) ・申請日現在、生活保護法の規定による生業扶助を受給しておらず、 「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)の世帯」 に相当する世帯	<input type="radio"/>	48,500	

※7月以降に家計が急変し、申請のあった者についての給付額は、申請のあった月の翌月以降(申請のあった日が月の初日である場合は申請のあった月)の月数に応じて算定した額

給付金の受領方法について、希望する方に☑を入れます。  
学校が代理受領することを希望する場合は、委任状(様式7)を別途提出してください。  
(代理受領された給付金は、授業料以外の教育費と相殺することが可能です。)  
また、代理受領を希望しない場合は、下記に振込先を記入します。  
(ただし、振込先は、申請者または生徒本人の口座名義に限ります。)

【4】受領方法 (希望する受領方法を)

- 給付金を学校長に委任し、学校長が代理受領する。
- 申請者又は対象となる生徒本人名義の下記の口座への振込みを希望します。

振込希望口座	ふりがな	みついすみとも					預金種別	1 普通・総合		2 当座
	金融機関名	三井住友	銀行	信用金庫	農協	〇〇		3 貯蓄	4 その他( )	
	支店番号	123	口座番号	0	1	2		3	4	5
							ふりがな	ひょうご たろう		
							口座名義	兵庫 太郎		

※7桁の口座番号を記入してください

引き続き裏面も記入してください。

# 記入例

## 【5】保護者等の課税証明書等 (該当する□に✓を入れ、必要な課税証明書等を提出してください。)

世帯状況		課税証明書等
共通	保護者等の 提出がない場合は、認定できません。 ・保護者等の家計急変の発生事由や家計急変後の収入を証明する書類	<input checked="" type="checkbox"/> ・家計急変についての申立書(様式12)、 離職票、解雇通知書、廃業等届出会社作成の給与支払見込証明書等
	保護者等の ・【8】で記載する世帯全員分の健康保険証 ※保険証で、太郎(父)が二郎(本人)と一郎(兄)を扶養していることが 確認できない場合や、国民健康保険に加入の場合は、別途、 扶養申立書(様式4)が必要	<input checked="" type="checkbox"/> ・世帯全員分の健康保険証(写)等 ※注1
親権者がいる	親権者が2名である	<input type="checkbox"/> ・親権者2名の課税証明書等
	親権者が1名である。(離婚、死別等) ※親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合を除く	<input type="checkbox"/> ・親権者1名の課税証明書等
	親権者が2名であるが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情がある。 ※上記の事情があり、親権者1名の課税証明書等が提出できない場合	<input type="checkbox"/>
親権者がいない	こちらにチェックを入れる場合は下記のようなケースが該当します。 ・DV・養育放棄・児童虐待のため、接触することで危害が及ぶことが考えられる場合 ・失踪により接触することができない場合。 ・離婚協議中かつ別居中であり、課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合 (主たる生計維持者)が存在する。	<input type="checkbox"/> ・未成年後見人の課税証明書等(全員分)  <input type="checkbox"/> ・主たる生計維持者の課税証明書等
	未成年後見人、主たる生計維持者が存在せず、生徒本人が成人に達している。	<input type="checkbox"/> ・生徒本人の課税証明書等
	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の存在しない場合であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない	<input type="checkbox"/> ・生徒本人の健康保険証(写)

→【6】・【7】・【8】へ

## 【6】その他の添付書類 (該当する場合は、□に✓を入れ、必要な添付書類を提出してください。)

世帯状況	その他の添付書類
兵庫県外の高等学校等に在学している。	<input type="checkbox"/> ・在学証明書 <input type="checkbox"/> ・個人対象要件証明書 <input type="checkbox"/> ・世帯全員の住民票記載事項証明書

こちらにも必ずチェックを入れてください。

## 【7】生業扶助未受給誓約 (下記の内容を確認し、□に✓を入れてください。)

<input checked="" type="checkbox"/>	私の世帯は、現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。
-------------------------------------	--

## 【8】扶養親族等の状況

世帯全員について、記入してください。

申請日現在の年齢を記入してください。

扶養親族の状況	続柄 ※注2	名前	生年月日(年齢) ※注3	職業・学校名・学年等	申請の有・無	申請額	学校使用欄
	本人	兵庫 二郎	H13年6月1日 (18歳)	兵庫県立〇〇〇高校・専攻科1年	有	48,500 円	
父	兵庫 太郎	S42年8月1日 (52歳)	会社員	有・無	円		
母	兵庫 花子	S47年9月1日 (47歳)	専業主婦	有・無	円		
		( 歳)		有・無	円		
		( 歳)		有・無	円		
		( 歳)		有・無	円		

世帯全員を記入してください  
(中学生以下の弟妹を含む)

(注意事項)

※注1 健康保険証(写)で扶養関係が確認できない場合は、健康保険証(写)と併せて扶養申立書(様式4)を提出してください。

※注2 続柄欄は、対象となる高校生等を基準として記入してください。

※注3 年齢欄は、申請日現在で記入してください。

## 留意事項

- イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ロ 不正に給付金を受給した場合は、返還を求められるとともに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

## 記入上の注意

### 【高校生等】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在在学する高等学校等について、記入して下さい。また、過去に在学した高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校について、全ての項目を記入してください。
- ロ 「在学中に給付金を受給した回数」の欄には、現在校でこれまでに専攻科生として、給付金を受給した回数を記入してください。また、現在校とは別に、過去に在学した学校で、専攻科生として、受給したことがある方は、その回数も記入してください。

### 【申請区分】の欄は、次によって記入してください。

- イ 家計急変により申請する場合は、該当する申請区分に「○」印を付けてください。

### 【受領方法】の欄は、次によって記入してください。

- イ 給付金の受領を学校長に委任することができます。その場合は、別途、委任状(様式7)を提出してください。(学校は、給付金を代理受領し、保護者が負担すべき学校徴収金と相殺します。)
- ロ 給付金の振り込みを希望する金融機関の口座(申請者又は対象となる高校生等の名義の口座に限る)を正確に記載してください。

### 【課税証明書等】の欄は、次によって記入してください。

- イ 世帯状況に応じて、必要な課税証明書等が異なりますので、ご注意ください。
- ロ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 1月1日現在に海外在住等のため、親権者の課税証明書を提出できない場合は、給付対象外です。
- ニ 生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)がいるかどうかについては健康保険証(写)等により確認します。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- ホ 添付書類として記載された書類以外に、学校等から証明書類の提出の求めがあった場合は、その書類を添付してください。

### 【扶養親族等の状況】の欄は、次によって記入してください。

- イ 家計急変により申請する場合は、世帯全員分を記入してください。
  - ※生徒本人以外の高校生等については、必ず学校名、学年とともに、高校生等奨学給付金の申請内容(申請の有無及び申請額)を記入してください。
  - ※世帯全員分の健康保険証(写)を添付してください。(健康保険証(写)で扶養関係が確認できない場合は、健康保険証(写)と併せて扶養申立書(様式4)を提出してください。)